

山口市情報システム用リモートアクセス通信回線 調達仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、山口市(以下「発注者」という。)と回線サービス提供者(以下「受注者」という。)との間で締結する山口市情報システム用リモートアクセス通信回線(以下「回線サービス」という。)の提供を行う役務の調達において適用する。

2 契約期間

契約締結日から令和14年2月29日までとする。ただし、契約締結日から令和9年2月28日までは、調達準備期間とする。

3 通信回線等使用期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。

4 数量

物品等名	数量
① モバイル通信SIMカード	135回線
② 無線通信閉域網	1回線
③ 閉域網(中継網区間)	1回線
④ 閉域網(アクセス回線区間):山口市サーバ室から③までの通信回線	1回線

④については、サーバ室におけるラックは本調達範囲外とする。

5 長期継続契約

本件は、地方自治体法第234条の3に基づく長期継続契約案件である。契約を締結した翌年度以降において、当契約に係る歳出予算の減額または削減があった場合には、発注者はこの契約を変更または解除することができるものとする。この場合において、受注者が損害を受けても、その損害の賠償を発注者に請求することはできないものとする。

6 契約額の返還

発注者は、受注者が事業の実施に当たり本仕様書に反した場合には、受注者に支払い済みの契約額の一部又は全部を返還させることができるものとする。

7 入札条件

入札書の記載金額については、本仕様書及び特記仕様書に記載する物品等の使用に要する経費について5年の積算金額(税抜き)とする。また、上記に加え、積算の根拠となる初期導入費用及び1か月あたりの料金を記載した積算内訳書を添付すること。

8 支払方法

(1) 物品調達及び回線新設に係る初期費用については、発注者の検査に合格した上で、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

(2) サービス利用料等については、受注者からの請求に基づき月払いで支払う。

9 詳細仕様

別紙「特記仕様書」のとおり

10 その他

- (1) 発注者の都合により、作業の実施時間、機会及び方法が制限される場合があるので、実施にあたっては発注者と十分に協議を行うこと。
- (2) 本サービスの提供にあたっては、条例、規則などの関係法令を遵守すること。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度発注者に確認すること。

特記仕様書

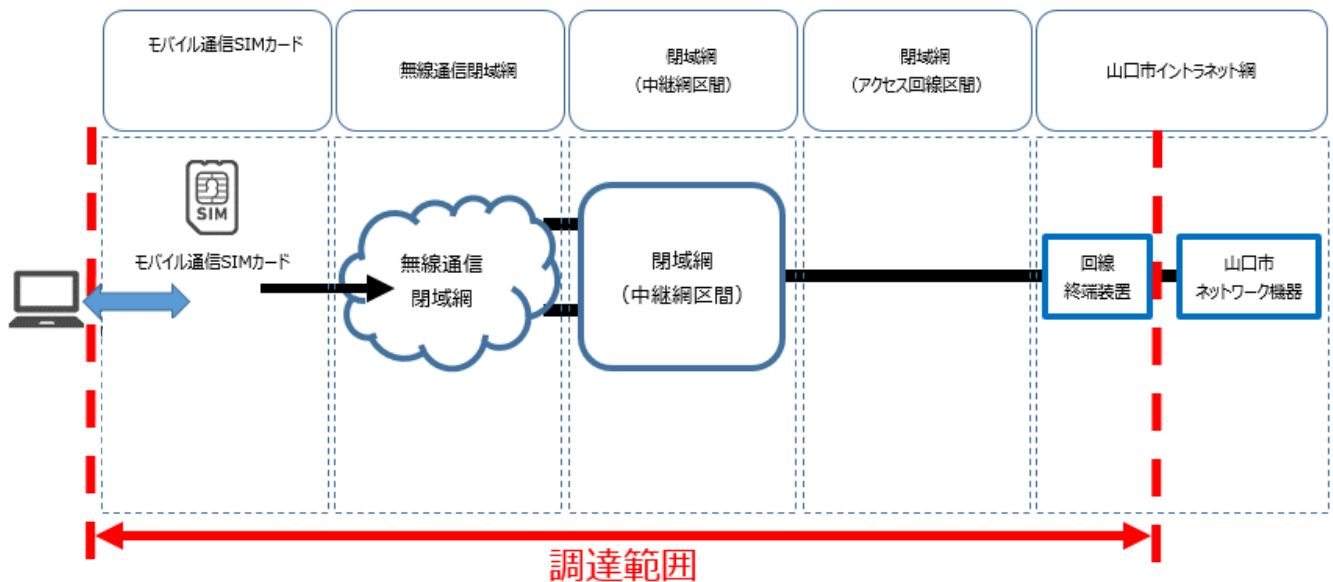
1 目的

発注者職員が、庁舎外から発注者が別途調達する情報システム用パソコンを用いて発注者のネットワークに接続するために必要となる下記①～④を調達するものである。

- ① モバイル通信SIMカード（以下「SIMカード」という。）
- ② 無線通信閉域網
- ③ 閉域網(中継網区間)
- ④ 閉域網(アクセス回線区間)

2 調達範囲

本契約により調達する通信回線は以下のとおりとする。



3 基本要件

- (1) SIMカードは下記 dongle に装着して使用できる規格のものであること。
株式会社ネクス UX302NC-R
- (2) 使用期間中、SIMカード必要数を発注者に提供すること。
- (3) SIMカードの調達、運搬及び使用期間における保守に係る経費は本契約に含むこと。
- (4) SIMカードの通信性能は、LTEサービスとして一般的に提供される速度を確保することとし、ベストエフォートでの提供も可とする。
- (5) 各SIMカードの通信容量は3GBとし、全回線でデータシェアできること。また、契約期間中であっても、各SIMカードの通信容量を変更できること。
- (6) 無線通信閉域網へ接続する際は、ID、パスワード及び電話番号の3要素を用いて認証を行うこと。
- (7) 無線通信閉域網の認証設備は、冗長構成が確保されていること。
- (8) 閉域網（アクセス回線区間）の通信速度は、最大1Gbps以上とし、ベストエフォート方式

による提供も可とする。

- (9) 閉域網（アクセス回線区間）の提供に当たり、自社設備によらず他社設備を利用するエリアがある場合においても、受注者が一括してサービスを提供すること。
- (10) 現在利用している拠点（別表1利用拠点一覧参照）において、安定した通信が可能であること。なお、同表において「通信不可のため利用無」としている拠点については、必須要件とはしないが、通信可能な場合は提案書にその旨を記載すること。
- (11) 本調達に必要となる一切の費用（工事費、設定費、開通費、初期費用その他これらに類する費用を含む。）は受注者の負担とすること。
- (12) 納品時は、SIMカードの他に、VPN通信接続に係る手順、ネットワーク機器の接続情報が分かる資料も納品すること。

4 保守・運用

受注者はSIMカード、無線通信閉域網、閉域網（中継網区間）及び閉域網（アクセス回線区間）の保守を行うこと。また、調達区間においてデータ通信が不通となった場合、下記の通り速やかに復旧対応を行うこと。

- (1) SIMカード 対応時間：平日日中帯（9:00-17:00）
 - ① 不通の被疑箇所がSIMカードの場合、速やかに交換対応を行うこと。
 - ② 自然故障の場合、1年間無料で修理または交換すること。
- (2) 無線通信閉域網、閉域網（中継網区間） 対応時間：24時間365日
 - ① 不通の被疑箇所が無線通信閉域網、閉域網（中継網区間）の場合、速やかに正常稼働する状態まで復旧を行うこと。
- (3) 閉域網（アクセス回線区間） 対応時間：平日日中帯（9:00-17:00）
 - ① 不通の被疑箇所が閉域網（アクセス回線区間）の場合、正常稼働する状態まで復旧または機器の交換を行うこと。
 - ② 回線終端装置を含む本調達物品の障害時には受注者から能動的なメール連絡及び電話連絡を行い、復旧対応を能動的に開始すること。また、本対応を行うために、山口市LAN内の機器へICMPによる通信確認が必要な場合は、設定内容を発注者と受注者で協議すること。
- (4) 保守に関わる費用等
 - ① 調達物品の保守において発生する費用はすべて受注者が負担すること。
- (5) その他
 - ① 管理者がWebポータル上で、通信量の確認、接続状況の確認及びSIMの利用停止・再開を行えること。なお、Webポータル上でこれらの操作を行えない場合は、24時間365日、電話等による連絡により速やかに利用停止及び利用再開を行うこと。

5 その他

- (1) サービスに重大な契約不適合があり、改善が認められないと発注者が判断した場合において、発注者の判断で契約を終了させることができるものとする。

- (2) ユニバーサル料金の変更については、発注者と受注者で協議の上、必要に応じ契約変更を行うこととする。
- (3) 本契約において調達するSIMカード以外にSIMカードを増設する場合の規格については、発注者と受注者が協議の上決定する。
- (4) 本契約において調達するSIMカード等以外に、増設を行う場合の契約形態は下記の通りとする。
 - ① 恒久追加：変更契約により本契約と同額及び同条件にて提供する。
 - ② 一時追加：別途協議とする。
 - ③ 無線通信閉域網における設備追加が必要な場合：別途協議とする。
- (5) 新たな通信規格に対応したSIMカードを導入することになった場合も、可能な限り本調達に係る契約において対応すること。構成及び費用が変動する場合は、発注者と受注者とで別途協議する。
- (6) 入札時に、以下の費用について提示すること。
 - ① 本調達に係る機器等を増設する場合に発生する費用（初期費用及び月額費用）。
 - ② 総データ量超過時の単価：1ヶ月間の通信容量が、データシェア対象グループの総データ容量を超過する場合に発生する追加費用。